

婚姻届

平成 12 年 12 月 2 日 届出

長野県飯山市 長 殿

婚姻届の書き方と注意

届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。

みほん

字訂正
字加入
字削除

届出印

飯山
中野

(1)	(よみかた)	夫になる人		妻になる人	
	氏名	いいやま 飯山	たろう 太郎	なかの 中野	はなこ 花子
(2)	生年月日	昭和50年 7月 1日		昭和57年 9月 30日	
	住所	長野県飯山市大字飯山		夫に同じ	
(3)	住居登録しているところ (よみかた)	1, 234番 号		番地 番 号	
	本籍	長野県飯山市大字飯山		長野県中野市中央1丁目	
(4)	外国人のときは国籍だけを書いてください	1, 110番 1		123番	
	筆頭者の氏名	飯山市郎		中野五郎	
(5)	父母の氏名 父母との続柄	父 飯山市郎	続柄	父 中野五郎	続柄
	他の養父母はその他の欄に書いてください	母 乙子	長男	母 甲子	二女
(6)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏	新本籍 (左のレの氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
(7)	同居を始めたとき	妻の氏	長野県飯山市大字飯山 1, 110番 1		
(8)	同居を始めたとき	平成12年 12月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
	初婚・再婚の別	夫	死別 離別	妻	死別 離別
(9)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年……平成 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
	夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
(10)	その他	この婚姻に同意する 父 中野五郎 母 中野甲子 ……妻が未成年の場合 父の養父 飯山二郎 ……養父がいる場合			
(11)	届出人 署名 押印	夫 飯山太郎	妻 中野花子		
(12)	事件簿 番号				

連絡先 電話 (6 2) 0 1 2 3 番
自宅・勤務先・呼出 方

証人	山ノ内 昭夫	山ノ内 和子
署名 押印		
生年月日	昭和10年 7月 11日	昭和12年 3月 27日
住所	長野県飯山市大字木島 番地 234番 号	長野県飯山市大字木島 番地 234番 号
本籍	長野県飯山市大字木島 番地 234番	長野県飯山市大字木島 番地 234番

- 持参するもの
婚姻届及び戸籍謄本
届出人 (夫と妻「旧姓」) の印鑑 (ゴム印は使用できません)
転出証明書……婚姻届と同時に飯山市に転入届をする方

- 婚姻届に必要な書類 (飯山市に届出する場合)

本籍	届書通数	添付書類
夫 飯山市 妻 飯山市	1 通	必要なし
夫 飯山市 妻 他所	1 通	妻の戸籍謄本 1 通
夫 他所 妻 飯山市	1 通	夫の戸籍謄本 1 通
夫 他所 妻 他所	1 通	夫と妻の戸籍謄本 各1 通

- 届出人
夫と妻が証人 (2 人) の記入をうけて届出します。

- 本人確認
平成15年12月1日 (月) から婚姻・協議による離婚・養子縁組・協議による養子離縁・転籍届については本人確認を行っています。来庁する方 (届出人または使者) の身分証明書を提示してください。

身分証明書とは
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書 (有効期間内のものに限る)

- 証人
証人は20歳以上の人 (どなたでも結構です) 2名に署名、押印をしてもらってください。別々の印鑑を使用してください。

- その他
夫あるいは妻になる人が未成年のときは、父母が同意したうえで署名、押印が必要です。

不明な点は、飯山市役所市民課 (0269-62-3111 内線151) までお尋ねください。